

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

平成30年6月15日

【住宅宿泊事業法】

(民泊新法)がスタートしました!

民泊をめぐる

トラブルに 注意して!

なんか高いな…



事例

民泊の予約サイトから1万円で宿泊できる部屋を予約し、カードで決済した。部屋はマンションの一室だったが、4人で泊まること出来るため、安いと思った。利用後に、カード会社からの請求を確認したところ、宿泊料の他に清掃料金としてさらに1万円が加算されていた。

アドバイス



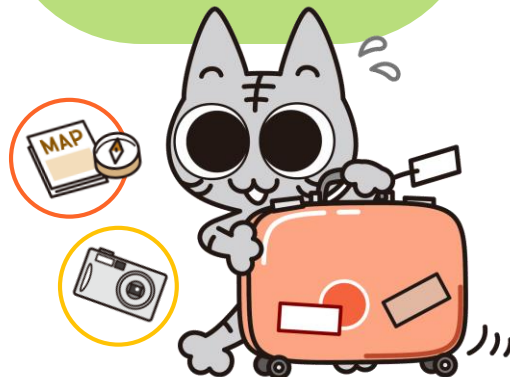
利用前に、宿泊に必要な料金総額や キャンセル規定を確認しましょう!

◆民泊新法の施行により、民泊について規制が設けられました。利用する場合には、料金総額やキャンセル規定の確認の他に、**観光庁長官の登録を受けた「住宅宿泊仲介業者」**が運営する予約仲介サイトで、**住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づく「届出住宅」**であることも必ず確認してから予約、利用しましょう。

◆民泊に関する相談は、宿泊に関するものの他、「儲かると説明され民泊に関するマニュアルを購入したが、儲からないので解約したい」といった民泊ビジネスの相談、「騒音がうるさい」といった近隣住民トラブルの相談などがあります。

◆官公庁の**民泊制度コールセンター(0570-041-389)**では、民泊制度に関する問い合わせを受け付けています。

◆民泊の利用等でトラブルにあった時は、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

お金の追われない生活を、取り戻しましょう。



◆生活再建支援相談のご案内

「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」「税金、健康保険料を払いたくても払えない」など、お金のことで困っている方は、ひとりで悩まないで「生活再建支援相談」を利用しましょう！

相談は
無料です。

- ▶ 電話相談では、相談内容に適した法テラスなどの専門機関の案内や債務整理に関する情報提供をいたします。
- ▶ 面接相談ではそうした情報提供に加え、借金をしない生活を営めるよう、家計管理を軸に専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。

● 電話相談：045-312-1881（月・木 13時～18時）

（月・木が祝・休日に当たる場合は翌日に実施します）
（年末年始及びかながわ県民センターの休館日を除く）

● 面接相談：予約制

（事前に045-312-1881で日程調整してからお越しください）



※ 相談にあたっては、債務や家計の収支が分かるものをできるだけ持参してください。

※ 面談は土日、祝・休日も可能。ご都合に合わせてご利用ください。

※ 法律に関わる問題を解決する法律相談員と家計再生をサポートする生活相談員が相談に応じます。

相談窓口設置場

かながわ中央消費生活センター（かながわ県民センター6階）

神奈川県生活再建支援相談は、神奈川県の委託事業として生活クラブ生活協同組合が実施しています。

知っておきたい 消費生活のキーワード



民泊



「民泊」についての法令上の明確な定義はありませんが、国交省の民泊制度ポータルサイトでは、住宅(戸建住宅やマンションなどの共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、「民泊」ということが一般的、としています。ここ数年、ネットを通じて空き室を貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界中で展開され、急速に増加しています。

国土交通省・民泊制度ポータルサイト
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう